

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A

使用テキスト：2023年度版テキスト（2023年6月発行）

講習開催日	開催県	章数	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容
2024年2月14日	北海道	1章	4	1.2.2許可業者数	4000万/6000万 → 4500万/7000万
2024年7月8日	東京都	1章	15	1.5.3新・担い手三法	労働時間の法改正に付いてなぜ対象者が職員全体なのでしょう。残業代が対象となる役職手当のない職員でよいのではないのでしょうか。
2023年12月13日	愛知県	1章	17	1.5.3新・担い手三法	著しく短い工期による契約について具体的にどのような措置がされるのか。工期延長COST UP等誰が主導でどの程度の力があり、負担はどこがするのか
2024年5月16日	東京都	1章	32	1.5.7 民間工事指針に基づく事前協議事項の明確化 設計関連（設計図書） （設計間の整合）	設計施工の改修工事で設備のシステムを変更する工事を変更する行うのに設備設計図がない。又は非常に不完全な設備設計図を基に施工が進んでいる現場について質問です。リスク分担の考え方では発注者がリスクを負う事になっていますが、設計施工であっても、発注者がリスクを負いますか？発注者でなく設計施工の請負者がリスクを負う場合、具体的にだれが責任を負うのでしょうか。①監理技術者 ②現場代理人 ③設計者 ④設計監理者 ⑤その他
2024年6月6日	新潟県	1章	38	1.6.3建設業における働き方改革	祝日による休工があった場合は、土曜日を稼働日としても問題はないのでしょうか。
2023年12月6日	福井県	2章	60	2.2.5監理技術者資格者証の形態等	土木系の監理技術者講習と建築系の講習は同一のものと考えて良いのか？平成28年6/1に統合を記されているが？
2024年7月30日	富山県	2章	61	2.2.6施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	施工体制台帳の作成に関して警備会社については原則任意でよいのでしょうか。
2024年5月31日	富山県	2章	62	2.2.6施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	施工体制台帳の作成範囲にクレーン等の揚重作業は運搬業者として入らないと考えてよいのでしょうか。

2024年1月26日	大阪府	2章	65	2.2.6施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	作業員名簿(P65)が令和2年の法改正により、施工体制台帳に位置図けられた。法令では資格証については添付することが望ましいととれるような表現になっているがP65では添付することになっている。どちらが正しいのか？また何が正しいかわからないか教えてほしい。国土交通省ホームページ(添付が望ましい)国土交通省近畿地方整備局(スリム化ガイド令和5年日付)は(添付しない)となっている。
2024年2月7日	福井県	2章	67	2.2.6施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	デジタルサイネージ ICT とは何ですか？
2023年12月13日	愛知県	2章	70	2.2.7技術者制度に関する制度改正等	主任技術者において最終学歴に応じた実務経験年数の実務の具体的に内容はありますか？
2024年5月30日	大阪府	4章	119	4.4.4原価低減活動	グロス調達とは何でしょうか。
2024年3月8日	大阪府	5章	130	5.1.4'「瑕疵」について	民法では、用語変わりましたが、品確法でも変わったのでしょうか？
2024年5月16日	東京都	5章	134	5.3.3 躯体工事の検査 1.杭工事 (検査の考え方)	「責任施工」とは、どういう意味でしょうかどのような場合、対象工事が「責任施工」になるのでしょうか。設備工事ではガス工事が席に施工として扱われますが、契約上特別な契約になっているのでしょうか。
2023年12月13日	滋賀県	6章	156	6.1.1労働災害	熱中症 130人(11.6%)←7.3%？
2024年8月21日	和歌山県	6章	183	6.7.1 第14次労働災害計画	講習DVDでは「建設業の死者数を2027年度までに2022年と比較して15%以上減少させる。」となっているが、テキストでは「死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。」となっている。

2024年5月22日	東京都	7章	195	7.2.1騒音・振動に関する規制・基準	騒音の基準で85dB等記載があるが、何分間の平均とか、上下5%をカットすると細かい基準が何処かに記載されていないのでしょうか。
2024年1月26日	大阪府	7章	203	7.5.2アスベスト含有建材の種類と事前調査	石綿含有建材調査等が必要とあるが、どのような資格が必要か具体的に教えてほしい。また事前調査はJIBTS等と登録は必要なのでしょうか？
2023年12月7日	東京都	8章	279	8.5.2高層ビル解体工法	テキストで紹介のある6つの工法が紹介されていますが「静かに美しく壊す解体工法の解説」では、弊社は一步遅れをとっているということでしょうか？
2024年7月8日	東京都	8章前の講義			4週8閉所・4週8休に対して清水建設が最も割合高く実施できているとの事でしたが、清水に務めている友人複数人に聞いても、皆記録に残らないようにサービス残業しているとの事です。 ただ、それで4週8休達成していることに国としてなっている時点でまったく根本改善になっていないのではないのでしょうか。 清水建設に限らず業界全体で法改正が始まってもおこの状態であるのを国としてはどこまで把握してどこまで実現に向けて対策ができているのか一職員として疑問に思いますが現状についてどのような見解なのか知りたいです。

部会回答

令和5年度より変更されている。

今回の労働基準法の改正は、建設業界においてこれまで常態化していた長時間労働を是正するためのもので、残業手当を支払うかどうかは関係ありません。残業手当の有無に関わらず労働者である以上、法令の対象となります。

建設業法第19条の5「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は、許可行政庁が発注者への勧告や受注者（元請企業）への指示などの処分が行われます。その後、工事請負契約の当事者間の話し合いで解決することとなります。合意に至らない場合や何らかの被害を被った場合は、訴訟による解決を図ることも可能です。なお、発注者と受注者（元請企業）との請負契約の事例のみならず、元請企業と下請企業の契約にも当てはまります。発注者を元請負企業に置き換えた場合、受注者は下請負企業に変わり、請負契約は下請契約となります。

発注者は受注者（施工者）と「工事請負契約」を、設計・工事監理者と「設計・監理委託契約」を別々に結びます。図面の不整合は設計・工事監理者の業務範囲であり、一般的には彼らがリスクを負うこととなります。しかし、設計と施工を別々に発注している場合、受注者（施工者）は設計・工事監理者と直接的な契約関係が無い場合、一度発注者がリスクを負担し、発注者がそのリスクを「設計・監理委託契約」に基づき契約者に求めることとなります。したがって、設計施工の場合においても、リスクを負うのは「設計・監理委託契約」の契約者となります。

厚労省「時間外労働\_上限規制\_わかり易い解説」を参照すると良くわかります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

◎労働基準法で定められた労働時間・休日に関する原則は以下の2つです。

- ①労働時間の限度 ； 1日 8時間 及び 1週 40時間
- ②法律で定められた休日；毎週少なくとも1回

◎月曜～土曜の労働時間が40時間超となった場合に「時間外労働」とします。

◎使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回休日を与えなければならず、これを「法定」休日と呼んでいます。日曜日を法定休日と定めた事業場においては、

土曜労働時間は「法定」休日労働には該当せず、日曜労働時間が「法定」休日労働となります。

以上より、祝日は「法定」休日にはあらず、土曜日稼働も40時間超の8時間外労働にはカウントされますが、稼働してはいけないということではありません。

講習は共通です。

一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。（P62に記載の通り）

トラックによる運搬のみの契約は対象外ですが、機械を使用して積み込む作業等を合わせて行うのであれば対象となります。

また、クレーン等は、リース契約のみであれば対象外ですが、オペレーター付きの契約であれば、対象となります。

建設業法施行規則第十四条の二第二項に、建設工事に従事する者に関する事項の中に、『(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格』があり、作業員名簿に記すべき情報として、示されていますが、この項目のみ、(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、除く)とされています。また、国土交通省が示す作業員名簿の作成例に「(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい」と記載があり、添付が望ましいと判断するのが正しいです。

ただし、近畿地方整備局では、整備局がまとめるスリム化ガイドの中で、作業員名簿の「添付書類は提出不要とする」記載しており、近畿地方整備局が管轄する地域では添付不要ではありますが、他の整備局では添付することと指導しているところもあり、安衛法では「(資格等について) これらの事項を通知させ、これを把握しておくこと」となっています。統括する地方整備局や現場等の考えによるところもあるので、確認の上ご対応いただくのが望ましいと思われる。

- ・デジタルサイネージ：(一般の定義) ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称 (NTTより)
- (P67での説明) 仮囲いの外部に大型ディスプレイなどで施工体系図などを掲示する方法
- ・ICT：情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。(総務省)

主任技術者の実務経験は、建設業法施行規則第一条で許可業種別に定められています。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000085.html)

具体的な実務の内容については、「建設業許可事務ガイドライン」に記述があり、

『「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱う。』としてご理解ください。

テキストのP120に記載の集約調達を意図しています。

各社の集約営業窓口と集約調達担当者が集約調達を行うことで、効率的な調達プロセスを確立し、取引先との交渉力を高め、原価低減や受注機会増を図るものです。

わかりにくいので、「グロス調達」を「集約調達」に変更することを検討します。

現行民法では、有償契約の目的物が、種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、売主が買主に対して「契約不適合責任」を負うとされています(民法562条以下)。

これに対して「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、新築住宅の請負契約および売買契約については、品確法94条1項・95条1項の「瑕疵担保責任」が適用され、用語は変わっていません。

・杭工事の多くは、工法ごとに認定があり認定で認められた協力会社が施工するため、何か問題があれば協力会社に責任があるという考え方が従来あったということについて、反省の意味を込めて「従来、杭工事は杭施工会社の責任施工という考え方が元請にあった」とテキストでは表現しています。

・契約は個々の物件ごとに締結するものなので、契約上の扱いに関して汎用的な回答はできませんが、特記仕様書や請負契約書等で“責任施工”と明記された契約を発注者側から求められているケースも実際にあります。その場合は、“責任施工”の定義やどこまでが“責任”の範囲なのかを契約書や約款、特記仕様書等で明確にすべきで、不明確な場合は質疑等で明確にしておくべきと考えます。

・“責任施工”という言葉が、契約を別として上記の杭と同様の意図や“性能発注”に近い意味で使われているケースはあると考えます。その場合も、特に工事完了後の契約不適合の扱い等について、請負契約(約款を含む)や特記仕様書等に従って、責任範囲を明確にしておくことが望ましいと言えます。

ご指摘の通り。本文130人(7.3%)が正です。

DVDでは、建設業についての話をしており、テキストP183に記載している死亡災害5%以上の減少は、「全産業」全体についてです。

P184に建設業について記載しています。

環境省のHPに「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に「一般地域編：道路に面する地域編：3. 騒音等測定方法：観測時間に区分して間欠的に測定を行う場合の実測時間」で記載しております。参考にしてください。

<https://www.env.go.jp/air/noise/manual/>

資格としては、「建築物石綿含有建材調査者」が必要です。特定、一般、一戸建てと用途により条件が異なります。また、事前調査を行政へ報告する場合は、Gbizへの登録が必要になり「石綿事前調査結果報告システム」で行います。

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

今後高層ビルの解体工事は増えるものと推測され、本文にも記載しましたが、「静かに美しく壊す解体工法の開発が必要とされています」。紹介した6工法だけでなく、他の建設会社でも開発・実用化しています。

(一) 日本建設業連合会は、2018年より4週8閉所運動に着手し、2024年度100%達成を目標としました。しかし、2023年度末実績は建築8,300現場において39.1%となり、経年の達成率が芳しくないことに危機感を抱き、2023年度7月には「適正工期確保宣言」を発信し、建築主の御理解を得ながら4週8閉所のできる契約工期を獲得することを業界の大きな重点方策とするようになりました。

加えて個々人の働き方にも着目し、4週8休取得率をモニタリングを開始しました。2023年度末実績は81.5%となり、4週8閉所よりは良好な状況となっています。

国交省は、こうした状況をよく把握しており、2020年に施行した「改正建設業法」の更なる改善を目指して、2024年3月には「工期に関する基準」を改定し、「著しく短い工期の禁止」を国策として推進すべく展開しています。